

教育委員会 規則番号	教育委員会規則名	公布年月日
教育委員会 規則第15号	さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和4年9月27日
教育委員会 規則第16号	さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和4年9月27日

さいたま市教育委員会規則第15号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第24条 条例第17条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 教職員の配偶者等が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後<u>1年</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(17)～(24) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第24条 条例第17条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 教職員の配偶者等が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後<u>8週間</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者等の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p> <p>(17)～(24) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第16号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（期末手当の支給を受ける教職員）</p> <p>第2条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている教職員のうち、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号。以下「育休条例」という。）第7条第1項の規定の適用を受ける教職員以外の教職員</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p style="text-align: center;">（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第5条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている教職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p>	<p style="text-align: center;">（期末手当の支給を受ける教職員）</p> <p>第2条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第1項前段の規定により期末手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている教職員のうち、さいたま市職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第30号）第7条第1項の規定の適用を受ける教職員以外の教職員</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p style="text-align: center;">（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 育児休業法第2条の規定又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。第22条第2項第2号において「育児介護休業法」という。）第5条の規定により育児休業をしている教職員（当該育児休業の承認又は申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である教職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間</p>

ア 当該育児休業の承認又は申出に係る期間の全部が育児休業法第2条の規定による育児休業で子の出生の日から育休条例第3条の2に規定する期間内にあるもの又は育児介護休業法第9条の2第1項に規定する育児休業であって、当該育児休業の承認又は申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認又は申出に係る期間の全部が育児休業法第2条の規定による育児休業で子の出生の日から育休条例第3条の2に規定する期間内にあるもの以外の育児休業又は育児介護休業法第5条に規定する育児休業であって、当該育児休業の承認又は申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

(4)～(6) [略]

3 [略]

(勤勉手当の支給を受ける教職員)

第18条 条例第26条において読み替えて準用する職員給与条例第30条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員(条例第26条において読み替えて準用する職員給与条例第30条第5項において読み替えて準用する同条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。

(1)～(4) [略]

(5) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている教職員のうち、育休条例第7条第2項の適用を受ける教職員以外の教職員

(勤勉手当に係る勤務期間)

第22条 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 育児休業法第2条の規定又は育児介護休業法第5条の規定により育児休業(第8条第2項2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている教職員として在職した期間

(3)～(11) [略]

3 [略]

(4)～(6) [略]

3 [略]

(勤勉手当の支給を受ける教職員)

第18条 条例第26条において読み替えて準用する職員給与条例第30条第1項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員(条例第26条において読み替えて準用する職員給与条例第30条第5項において読み替えて準用する同条例第28条各号のいずれかに該当する者を除く。)のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。

(1)～(4) [略]

(5) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている教職員のうち、さいたま市職員の育児休業等に関する条例第7条第2項の適用を受ける教職員以外の教職員

(勤勉手当に係る勤務期間)

第22条 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 育児休業法第2条の規定又は育児介護休業法第5条の規定により育児休業をしている教職員(当該育児休業の承認又は申出に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である教職員を除く。)として在職した期間

(3)～(11) [略]

3 [略]

## 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。